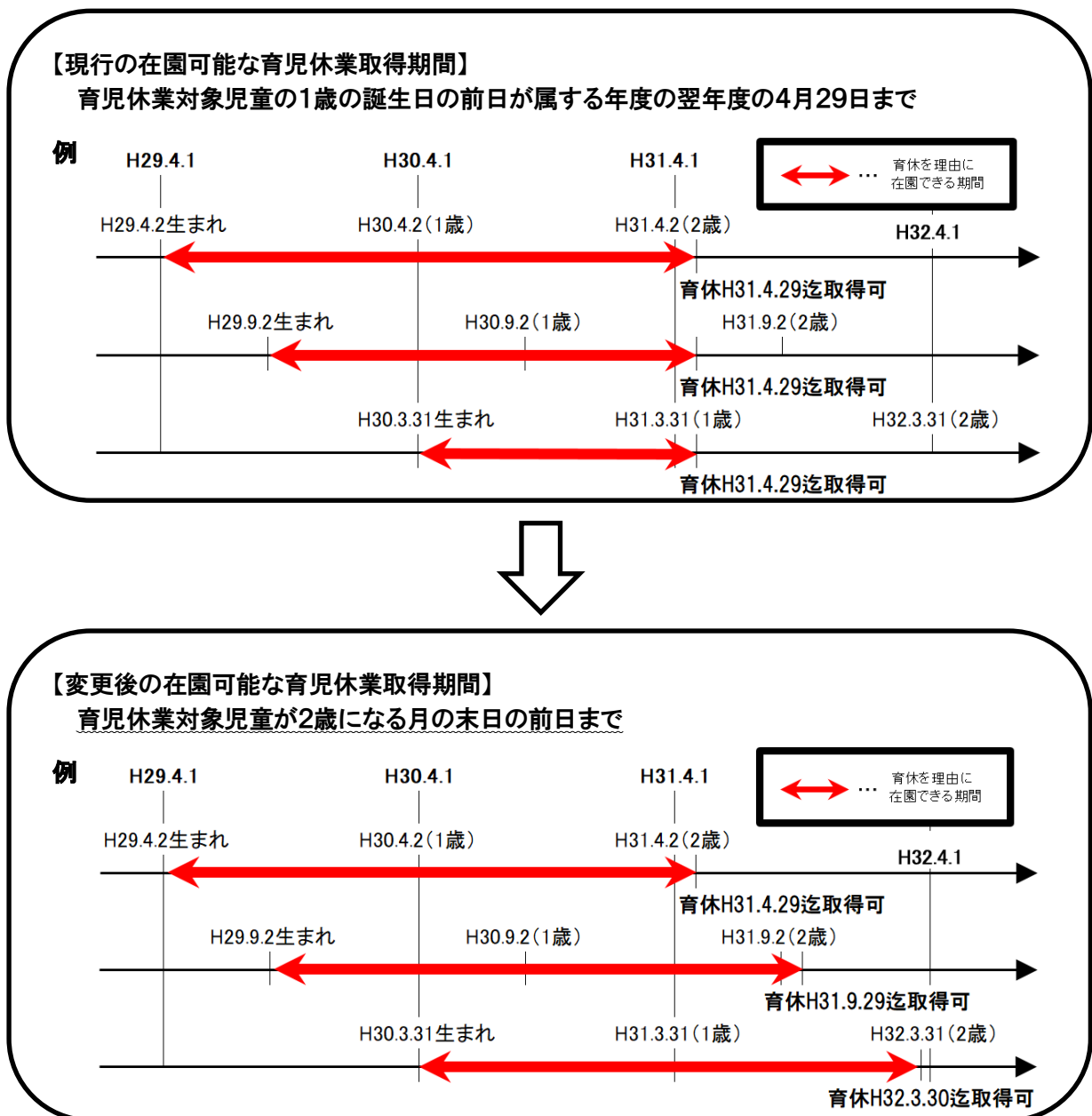


在園期間の見直しに関するお知らせ

平成 30 年 10 月 1 日から、育児休業を取得している世帯の支給認定の有効期間の取り扱いを以下のとおり変更いたします。

○ 変更の内容



○ 変更の理由について

平成 29 年 10 月に「育児・介護休業法」が改正され、保育園の利用申し込み中で内定に至っていないなどの場合には、育児休業の期間を対象児童が 2 歳に達するまで延長できるようになりました。

この改正に伴い、育児休業を認定事由とする在園期間について見直すこととしました。

練馬区の取扱いとして、2 歳になる月の末日までに復職いただくこととし、在園可能期間は、2 歳になる月の末日の前日までとしています。

○ その他

- ・ 変更の対象になる世帯は、練馬区が発行する「子どものため教育・保育給付支給認定(変更認定)通知書」の認定事由が「育児休業」である世帯です。対象世帯には、平成 30 年 10 月ごろに有効期間を変更した「子どものため教育・保育給付支給認定(変更認定)通知書」を発送いたします。
- ・ 育児休業の取得を理由に在園できる期間が延びることになりますが、認定の有効期間内に復職できない場合は、保育を必要とする事由がなくなり、退園となります。また、年度途中での入園は募集人数が少ないため、募集人数が多い 4 月の利用申し込みをするなど、認定の有効期間内に復職ができるよう、育児休業対象児童の預け先の準備は余裕をもって進めてください。

(担当) 練馬区保育課保育認定係
電話 03-5984-1479